

ラベル表示があれば災害防止に有効であった事例

～SDS 交付対象物質(特別規則対象外) の事例～

業種	被災者	原因化学物質	災害発生状況	事業場の措置状況 (リスクアセスメントはいずれも未実施)
畜産業	1	2-イソプロポキシフェニル-N-メチルカーバメート(SDS)	鶏舎内に害虫駆除のための消毒薬を噴霧していたところ、作業終了後に吐き気及びめまいを催した。消毒薬が皮膚に接触・吸収されたと推定される。	労働者への有機溶剤に係る教育が未実施、作業手順書も作成していないなど、必要な措置を検討・実施されていない。
畜産業	2	フェニトロチオン(SDS)、プロポキスル	動物用医薬品である殺虫剤を水で希釈した消毒液を動力噴霧器で散布していたところ、吐き気・嘔吐の症状あり、有機リン中毒となった。	防毒マスク、保護衣の備付けがないなど、必要な措置を検討・実施されていない。
医薬品製造業	3	臭素(SDS)	ドラフトチャンバー内で臭素の入ったガラスアンプルをアンプルカッターで開封しようとしたところ、容器下部が割れ、飛散した臭素を吸い込み被災した。	作業手順書を作成してなく、呼吸用保護具を着用せず、かつ、ドラフトチャンバーのスクリーンも全開で作業を行った。 SDS は入手済み。
飲料製造業	3	オゾン(SDS)	ミネラルウォーターの製造工程で、オゾン水によるペットボトル等の滅菌作業を行っていた労働者が急性オゾンガス中毒となった。	オゾンガス排出のための換気装置がなく、不適切な呼吸用保護具(防じんマスク)を着用させていたなど、必要な措置を検討・実施されていない。
食料品製造業	1	水酸化ナトリウム(SDS)	口蹄疫用の消毒液を製造するため、水に苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)を混ぜて攪拌していたところ急性薬物中毒となった。	被災者は、今回の作業が初めてであり、SDSを見たこともなく、その有害性について認識がなかった。 ドラフトチャンバーは設置されているが使用しないなど必要な措置を検討・実施されていない。

電気機械器具製造業	1	過酸化水素水 (SDS)、塩化水素(第3種特化物)	製造ラインをの休止に伴い、ライン内の塩酸及び過酸化水素の除去作業を行っている過程で、過酸化水素を吸入した後に同じ掃除機で塩酸を吸入したところ塩素ガスが発生し、近くで別の作業をしていた被災者がガスを吸入し、被災した。	設備・材料を変更するに際し、作業要領書が作成されていなかったなど、必要な措置を検討・実施されていない。
機械器具設置工事業	1	アニリン(SDS)	オートクレーブ装置の分解洗浄作業のうち、アニリンを予熱するための配管の取り外し作業を行っていたところ、残留していたアニリンにより中毒となった。	アニリンは経皮吸収もあるが、防毒マスク以外は着用していなかったなど、必要な措置を検討・実施されていない。
その他の建築業	1	フッ化アンモニウム・シュウ酸(SDS)、リン酸・亜塩素酸ナトリウム	木製玄関ドアの塗装作業において、下地処理のための酸性漂白剤を塗布した後、塩素系カビ取り剤を塗布し、ドライヤーを用いて乾燥作業を行ったところ、塩素ガスが発生したことにより被災した。	現場責任者・被災者ともに、その危険有害性についての認識していなかった。 換気が不十分であり、呼吸用保護具などを着用しなかったなど、必要な措置を検討・実施されていない。 ※「混ぜるな危険」事例であり、特にラベル表示での注意喚起が有効なもの。